

福知山市景観審議会の公募委員（住民委員）の選考方法及び選考基準

【選考方法】

- 1 評価者は、提出書類の内容を採点する。
- 2 市長は、書類の採点結果を参考に住民委員を選考審査する。
- 3 書類採点は、応募者の氏名等は明示せずを実施する。
- 4 選考結果は、全応募者に通知する。
- 5 選考審査の結果、適任者がいない場合には、その旨を公表する。

（選考の流れ）



【選考基準】

1 応募条件への適合（都市・交通課が確認する）

- （1）福知山市内に住所を有していること。
- （2）申込み締切日時時点で18歳以上であること。
- （3）福知山市職員または福知山市議会議員でないこと。

2 書類採点（評価者による採点）

応募者の動機及び作文について、評価シートの基準に基づき5段階評価にて採点する。

- （1）意欲性：委員就任に対する意欲が感じられるか。
- （2）客観性：本市の実情等について客観的に把握しているか。
- （3）責任性：景観計画の目的や役割を自覚しているか。
- （4）知識：本市の景観に関する知識があるか。
- （5）経験：景観まちづくりに関する経験が感じられるか。
- （6）技能：作文の内容は分かりやすく説得力があるか。
- （7）調整：（特に評価できる事項があれば加点）